

私の行政学

— 9年間でふりかえって —

福 岡 峻 治

1 はじめに

私は、この3月をもって、満9か年の本学での教員生活を終えて定年退職いたします。現代法学部はこの間にほぼ完成しましたが、まだ完成途上の面もあって、まことに残念で心残りですが、これは致し方ありません。

本日は、私の担当講義である「現代の行政・行政学」にとっては、事実上の最終授業日となりますので、皆さんのお許しを得て、これまでの私の行政学、その研究と教育をふりかえりながら、最後のまとめの講義をさせていただきます。

そこで、本日は、皆さんのお手元にお届けしたレジュメにそって、この間、私が行政学の講義や研究活動、演習を通じて「考えてきたこと」や「学んだこと」をお話しいたします。あわせて、私に残された研究上の課題や宿題と、老いを迎えて、私なりに抱えている学問への志を、皆さんへのお別れのメッセージとしてお伝えします。

なお、本席に、同僚の米国財政専攻の岡本英男先生のほか、都市社会学の森反章夫先生と、兼任教員の西田奈保子先生、それに、都立大学名誉教授の島田良一先生、評論家で翻訳論ご専攻の柳父章先生、首都大学東京の羽貝正美先生をお招きしております。私の最終講義にこのような形でご出席いただき、まことに有り難う存じます。心からお礼申し上げます。

さて、私は、都の行政職員として住宅行政の仕事を中心に、26年間務

私の行政学

めた上で、都立大学教員として1992年から8年間、都市研究所および大学院都市科学研究科に務め、2000年、現代法学部の創設に際して本学に招かれました。その前の1997年から3年間、本学で行政学担当の兼任教員を務めてきましたので、本学とは前から少しはご縁があったと申せましょう。大学人としては、本学、都立大学合わせて、17年間務めたことになりますので、大学生活は率直にいつでも十分という気持ちです。はかrazも、ある意味では35年ぶりのサバティカルを得ることになります。

2 行政研究との出会い——大ロンドン行政の改革に学ぶ——

行政研究では、いろいろな人や書物と出会いましたが、その中では、なんとといっても、二人のロンドン大学の行政学担当教授をあげたいと思います。お一人は同大学初代の行政学担当教授であったウィリアム・ロブソン先生で、もう一人は、その後任を務められたピーター・セルフ先生です。ロブソン先生は、東京都政の診断¹⁾を1968年から69年にかけて行われまし、セルフ先生は、論考「ロンドンと東京——ロブソンの影響とその後の発展」(『都市問題』1996年12月号)などでわが国でも広く知られています。私は、1966年に都庁に入りましたが、その翌年に、初めて美濃部革新都政が誕生するという歴史的出来事に際会しました。その後、1973年から74年にかけて、都庁の最後の海外研修生としてロンドン大学に留学し、大ロンドン政府の仕組みと都市政策の実験の研究に取り組みました²⁾。

私は、このロンドン改革とロブソンの都政診断、セルフ先生の講義に大きな学問的刺激を受けて、私の行政研究をスタートさせたように思います。

この経緯は、本学に着任してまもなくの頃、2000年7月15日付の本学大学新聞に書いた「東京研究との出会い」と題したエッセイの中で述べてありますので割愛します。興味のある方は私のエッセイをご参照下されば幸いです。

3 講義ノート・レジюмеができるまで

「現代の行政・行政学」の講義は、すでに本学に赴任する前から本学兼任講師として3年間にわたり経験済みでした。そのせいか、一般教育科目に位置づけられている、私のもう一つの担当科目、「都市と市民」の準備に比べてはるかに楽でした。もっとも、指定した西尾勝先生の教科書³⁾は本格的で、学問水準・内容ともかなりレベルが高くて、困って、考えた末に、私は別にかみ砕いて作成したレジюмеを毎回の授業に配付することにしました。その準備には少し苦労した記憶があります。

この科目は、公務員試験科目であって、本学には公務員志望者も少なくなかったので、できる限り講義の水準を保ちながら講義には精一杯務めてまいりました。このレジюмеが功を奏したのかどうかはわかりませんが、授業は聴講するよりも、もっぱらレジюмеを受け取る場と心得る受講生が年々増えてすこし閉口しました。

しかし、皆さんが私のレジюмеにも少しは目を通して行政学を理解する足しにしているのならば、それもよろしいかと考えてきました。この点の評価は皆さんに委ねることにいたします。

本講義の中心テーマは、シラバスにも書いてありますが、現代日本の行政官僚制と行政改革、および地方分権改革です。授業では、講義内容を何回かに分けて小刻みに伝えることになってしまい、改革の大きな流れをうまく理解させられなかったように思います。そこで私は、1990年代以降の政治改革、そして行政改革の過程を、「行政改革と日本官僚制の変容」と題する論考にとりまとめ、2007年に『現代法学』13号に掲載しました。この論考は、私の講義テーマに関する一つの総括を意図したものです。興味のある方はご覧いただきたいと思います。

4 講義の舞台裏——研究活動・演習と講義のあいだ——

さて、私の研究テーマ⁴⁾は、現代日本の行政官僚制と公共政策を基軸に、大きく住宅・土地政策、ニュータウン開発および再開発政策からなっています。研究活動は、それ自体固有の価値のある活動ですが、同時に講義を見直し、講義に新しい魂を吹き込む上でも大事です。それは、演習での創意工夫や実験的な試みと並んで大切だということを私なりに講義を通じて学んできました。そこで、私の研究活動のさいごに、演習のこともつけ加えてみることにしたのです。

第一に、多摩学研究会は、柴田徳衛教授を中心に本学の都市研究者でつくられた研究組織ですが、はじめは地元の「国分寺市の総合的研究」をテーマに1985年に発足しました。その後、研究テーマを拡大し、1990年からは多摩学公開講義を開き、新しい「地域科学」の創造、構築、展開をテーマに、その成果を1996年までに『多摩学研究』全3巻として刊行してきました⁵⁾。しかし、『東京経済大学会誌——経済学』217号掲載のある論文をめぐって、2000年8月頃に思いもかけない不幸な出来事が持ち上がり、研究会はすこし混乱し、その処理に柴田徳衛先生や加藤雅先生は大層苦労されたように記憶します⁶⁾。その結果、研究会そのものをやむなく解散するという結末を迎えました。その少し前に、私は、同僚の奥山正司先生と共に、本学に着任してまもなく本研究会に参加しましたので、この出来事に際会したのです。その後、まとめ役であった加藤雅先生が亡くなられ、その少し前には姫野侑先生も亡くなられ、廣井敏男先生も退職され、主だった会員はほとんどいなくなりました。しかし、この研究会は地域科学としての多摩学研究の基礎をつくったものと評価できるのではないかと、私は私の書評論文⁷⁾でその理由を明らかにしたつもりです。

第二に、ケンタッキー州ルイビル大学のボーゲル教授との共同インタビュー調査は、2004年11月に2週間ばかり東京都、千代田区、文京区、特別区協議会、あきる野市、横浜市などを対象に、地方分権改革後の自治体政策や実態につき、精力的に行いました。ボーゲルさんは、私が前任校の都立大学都市研究所時代に、フルブライト交換教授として受け入れて以来のつきあいで、研究交流が続いていたからです。柴田徳衛先生、佐藤綾子さんにも随分ご協力いただきました。ただ、当時は小泉内閣の三位一体改革は進行中であって、未だその行方は定まらず、政府は地方6団体側と協議中で、その決着は2005年秋のことでした。そのため、この改革の自治体に対する影響はこの段階では見極められてはおらず、自治体側の対応もはっきりしてはおりませんでした。そのせいか、調査の成果はいま一つであったように思います。

その折に、ボーゲルさんに、「アメリカの地方政府」と題して本学の学生向けに講演してもらいましたが、その記録が『現代法学』11号、2006年に載っています。興味のある人はご覧下さい。

第三に、自治体の政策づくり現場への参加について、私は当初、慎重な態度をとっていました。

まず、国分寺市農業委員会には、初めて選ばれた学識経験者委員の中の一人として、学長の指名で2000年から3年間つきあいました。農業委員会では、農地転用の届出の申請や農地管理の実態調査、それに、農業振興計画の改訂作業にかかわりました。国分寺市の農地は、市街化区域内農地で、都市的土地利用と農業的土地利用がせめぎ合う場で、かつ、農水省と国交省の行政が交錯するところで、都市行政研究者としては、いわば都市の反対側から都市問題を眺めるという大変興味深い経験をしました。

次に、文京区では、私は2001年10月から2003年9月にかけて、2年間ほど、住宅政策審議会でも第三次住宅白書・第三次住宅マスタープランの策

定に参画しました。文京区とのこの関わりは、1993年から1998年にかけての約5年間に渡る審議会への参画に続くものです。この委員起用の背景には、私が都政で東京都の住宅マスタープランづくりに関わった経験が買われたということもあったかも知れません。文京区は住宅基本条例はもとより、自治基本条例もいち早く策定しておりました。この経験が、後のあきる野市での政策づくり現場への参加につながっていくことになります。あきる野市とのつきあいは、柴田徳衛先生の紹介によるものです。

あきる野市では、私は2004年11月から『行政改革推進プラン』の作成にかかわり、これに引き続いて、2005年9月から2006年4月にかけて、自治基本条例案の策定にかかわりました。ここでは、各種団体委員だけでなく、新たに公募委員を加えてつくられたあきる野市自治基本条例検討市民委員会の委員長に選ばれました。そこで、旧知の首都大学東京教授の羽貝正美先生に副委員長の一人になってもらい、8か月ばかりで条例案策定にこぎつけました。もっとも、その前に6か月ばかり部内の部長級のPTのまとめ役として、条例案骨子の作成作業を手伝いましたので、都合1年はかかったことになります。

この基本条例案策定にあたっては、私の都政での東京都住宅基本条例⁸⁾立案の経験が大いに役立ちましたし、文京区の自治基本条例⁹⁾は基本的な枠組みを明快に示してあって、私にとっては一つのよいお手本になったように思います。あきる野市は、旧秋川市と旧五日市町が合併して1995年9月にできた新しい都市¹⁰⁾ですが、東京では、自治体の合併例は西東京市とあわせて二つしかないのです。じつは、その合併に際し、住民投票の論議が双方の住民からそれぞれ提起された経緯があったようで、この論議が10年ぶりに本条例論議の場で再燃したような形になって、委員長の立場でとりまとめにはかなり苦労しました。オンブズマン制度の導入も、ある委員から熱心に提案があって、住民投票制度の導入と合わせて大きな論議になったように記憶しています。いずれも市民検討委員会の最終報告¹¹⁾

に盛り込んであります。結局、当時の市長が2007年秋に退陣したこともあって、タイミングを失い、条例案は今も議会提案に至っておりません。私は、委員長として、時代のテーマというべきこの条例づくりに精力的に取り組みました。市民検討委員会中間報告を市長に提出するとともに、市議会全員協議会へ委員長として説明にまいりました。公募で入られた委員も各種団体委員も熱心に協力して下さいましたが、結局、われわれの努力は実を結ぶには至りませんでした。しかし、この最終報告は、今後、このテーマに関する市民的論議にとって捨て石になるのではないかと、私は、委員諸氏とともにそのように願わずにはられません。

第四に、国分寺市民大学における二つの講演についてふれておきたいと思います。一つは、国分寺のサテライトカレッジにおける講演で、私は「地方分権改革の到達点と課題」¹²⁾と題し、分権改革の理念、現状、課題についてお話ししました。市民からは熱心な質問もあって盛会であったように記憶します。二つは、市民大学講座同窓会（樗友会）における講演で、私は「日本官僚制の変容——『官僚主導から政治主導』への転換とその意味」と題し、細川内閣以来の政治改革・行政改革の過程をとりあげ、改革の理念と動向について解説しました。そこでも指摘しましたが、小泉構造改革では、改革のビジョン、グランドデザインというべき全体の構想図が示されないまま、部分的かつ断片的な改革手法が積み上げられるという事柄の問題性を明らかにしたつもりです。後者の講演は、先に申し上げた『現代法学』13号掲載の私の論考につながりました。

第五に、本学の二つの学術フォーラムへの参加は、都市社会学の森反章夫先生のお誘いによるもので、私と、吉井博明先生が森反先生とともに事務局スタッフとして加わって開かれたものです。2005年7月23日の第1回目フォーラムでは、阪神・淡路大震災後10年間の復興過程の検証がテ

ーマで、復興計画の立案と実施活動の評価が大きな論点になり、合わせて、きたるべき「東京大震災」の復興プログラム、とくに「時限的市街地」の概念¹³⁾が論議されました。当日は、参加者110名と盛況で、最後の発言者のところで大きな地震が発生しました。会場であった本学6号館も大きく揺れて、一時はフォーラムを中断したことが記憶に残っています。第2回目のフォーラム(2008年10月19日)では、前回のフォーラムで提起され、東京都震災復興マニュアルにうたわれた「時限的市街地」をめぐる発表と討論がなされました。フォーラムに先立ち開かれた2回の連続研究会では、慶應大学名誉教授の塚越功先生、神戸大学教授の塩崎賢明先生、および足立区役所の鈴木喜明氏などの専門家を中心に行われたので、論点がある程度詰められたように思います。しかし、本フォーラムでは、当初、事務局で想定していた理論的・実践的課題についての論議は予期に反して深められませんでした。参加者も65名にとどまり、テーマは一般市民にとってはとっつきにくかったせい、やや消化不良に終わった感があります¹⁴⁾。

今後、「時限市街地」の概念に広く市民の理解を得て、その具体化を進めていくには、なお多くの課題があることが明らかになりました。とりわけ、特別区、市町村の基礎自治体レベルでの、この課題への取組みがやっと始まったばかりであったので、今後は基礎自治体からの積極的な問題提起も徐々になされると予想され、そこで本格的議論が深められるようになるのではないかと、また、そのようになることを私は期待しているのです。ただ、復興まちづくりの論議は、地区レベルにとどまらず、住区レベル、さらに街区レベルまで下りたところで、計画の主体と策定手続き、計画手法のあり方をじっくり再考する必要があるのではないかと¹⁵⁾、2回の学術フォーラムを通して、私はこのような感想を抱いています。

動にふれておきたいと思います。演習では、大都市の共同生活における「共同性」を新たにどのように作り上げていくのか、区分所有の仕組みの視点だけでなく、団体＝アソシエーションの運営という視点からも検討してみようとしたのです。私は、1995年の阪神・淡路大震災によって大きく浮上したこのテーマのもと、一貫して、区分所有マンションの管理組合・建替組合、とくに理事会・理事たちの活動を中心にゼミ生たちと考えてきました¹⁶⁾。区分所有法に定めるマンション住民の自治と新しい共住の仕組みづくり、そして、その日常的経験の蓄積と信頼の構築ということの大切さを互いに学ぶことを追求してきました。自治体の市民的政治基盤の形成も、国政の基盤も、新しい市民自治の形成と民主主義の学校での訓練をおいてはないと考えるからです。もっとも、私の演習の評価は、ゼミ参加者の評価に待つしかありませんので、すこし長い目でみていくことにしたいと思います。

第七に、その他の研究・教育活動について簡単にふれることにします。私は、片岡直樹・森反章夫の両先生とともに、紀要『現代法学』の編集委員として2005年に竹前栄治・利谷信義両名誉教授の退任記念号、合わせて2巻を担当して以来、今日までこの仕事を続けてきました。

利谷教授退任記念号には、私も司会役でかかわった「利谷信義先生を囲む座談会」が掲載されていますが、その中のテーマの一つとして「法学教育の展望」が取り上げられた点が印象に残っています。そこで、本学ではあえて法科大学院をつくらず、現代社会が求めている新しいタイプの法学部として「現代法学部」がつけられた経緯が島田和夫教授など、関係者から明らかにされております¹⁷⁾。現代法学部が導入した教育方法の面での新しい工夫については、この記録を参照していただきたいと思います。

もう一つ、私は、当初から現代法学部学生の進路指導にかかわってきましたが、2005年度からキャリア関連科目の一つとして「キャリアデザイ

私の行政学

ン」という科目が新設された際、島田和夫・兵藤長雄の両先生と共にこれを担当しました。この授業は、2年生全員を対象にして、キャリア形成に関する問題意識を各自にもたせるという社会のニーズに応じた新しい試みで、島田和夫教授の発案によるものです。今日では、この科目（キャリアデザイン基礎）を中心に新たにキャリア関連の三つの科目が増設され、拡充されました。当初の進路指導の構想は、それなりに確かな実を結んだように思います。

5 おわりに — 残された課題 —

私の研究の総括は、これからすこし時間をかけて、これまでの成果を吟味し、自己評価を試みていこうと考えています。

ただ、宿題として残されたものは、大きく二つあります。

一つは、神戸市の震災復興計画と実施過程の分析と評価¹⁸⁾で、合わせて、東京大震災の場合との比較の作業です。研究協力者として手伝って下さる方もあるので、これだけは1~2年中になんとか仕上げたいと願っています。

もう一つは、都政の三大巨大開発・再開発プロジェクトの分析と評価の作業です。それは、新宿副都心開発、多摩ニュータウン開発及び臨海副都心開発です。私は新宿副都心開発を除いた残りの二つのプロジェクトにはいくらかずつ関わってきたことでもあり、多摩ニュータウンと臨海副都心の開発過程については調査を続けてきましたので、なんとかとりまとめたと考えています。都立大学大学院OBも協力を申し出て下さっているのです。

さて、私も、今や老学者の仲間に入ります。政治学会ではシルバー会員制度が導入してあって、会費割引制で、私もそのメンバーの一人です。

しかし、「老学者もまた青年学者と同じように、その肉体的能力の限界に関わりなく、長期的視野をもって、目標を設定し、手続をふまなければ

ならない。たとえ人生が明日に限られていたとしても、それに合わせて学問の手続を省いたり、目標を変えたりすることはできない」といわれます。「老学者といえども、学問に捷径はない」のです¹⁹⁾。私は、先に、多摩学研究会での蹉跌についてすこしばかり触れましたが、その時、老齡期の学問のあり方について、このことを深く学んだように思います。

冒頭の東京経済大学新聞で、私のエッセイのことを挙げましたが、その中で、「学問はまさしく一生のこと」、かりに能役者の世阿弥のいうように「時分の花」だけで終わってしまい、「真（まこと）の花」を咲かせられないかも知れない。しかし、皆さんとともに学問に励みたい旨申し上げました。本日は、さらに、江戸の儒学者、佐藤一斉のことは「老いて学べば、則ち死して朽ちず」をつけ加えたいと思います。学問は不滅で、それ故に一生の大事になるというのです²⁰⁾。

ご静聴に感謝し、あらためて皆様のご健康とご活躍を祈ります。

註

- 1) 有名なロブソン・レポートについては、第一次報告に関し、赤木須留喜教授の「ロブソンの都政診断」『世界』1971年4月号を、第二次報告に関し、赤木須留喜教授の「ロブソン都政診断の意味するもの」『市民』5号1971年を、それぞれ参照されたい。なお、『法律時報』1968年3月号、「特集 大都市行政とロブソン報告」所収の辻清明「都市行政 ロンドンと東京」、「座談会 大都市行政と財政」を参照。
- 2) 拙著『公共住宅の管理制度』東京都職員研修所、1975年参照。なお、ロブソン先生については、当時、東京都企画調整局長であった柴田徳衛先生から紹介状を書いていただき、何回か直接ご指導をいただく機会を得た。さらに、ロブソン先生の配慮で、大ロンドン政府の職員研修コース（住宅管理）にも参加し、貴重な経験を得ることができた。また、当時、シェフィールド

大学で滞英研究しておられた学習院大学教授の北村公彦先生には、シェフィールド市役所幹部とのインタビューに紹介の労をとっていただくなど、さまざまなお配慮とご助言をいただいた。いずれも、いささか古い話ではあるが、筆者にとっては忘れがたい思い出である。

- 3) 西尾勝教授の行政学教科書は、『行政学講義 新版』有斐閣、2001年が最新版である。
- 4) 私の研究テーマに関しては、拙稿「研究分野と授業紹介」『東経大父母の会ニュース』(70号、2003年)の中で、研究分野との関連でその一端を紹介してあるので参照されたい。
- 5) 私の書評論文「多摩学のすすめⅢ 新しい地域科学の展開」『東京経済大学会誌』205号、1997年、参照。
- 6) この経緯に関し、加藤雅先生は、「国分寺市都市再開発に関する考察——共同研究「まちづくりと高齢者福祉」中間報告——」(『東京経済大学会誌』221号、2001年)の付記で、当共同研究グループの代表としての「所感」を述べておられるので、参照されたい。
- 7) 前掲註5)の書評論文を参照。
- 8) 東京都住宅基本条例に関しては、拙稿「東京都住宅マスタープランの成立と構造」『総合都市研究』55号、1995年、および拙稿「アフォーダブルハウジングと政策の枠組み」東京都立大学都市研究センター第5回公開講演会「東京の住宅問題を考える：問題の諸相と解決への取組み」『総合都市研究』48号、1992年、参照。
- 9) 「文の京」の区民憲章を考える区民会議『「文の京」の区民憲章に関する最終報告』文京区、2004年、および『「文の京」自治基本条例』(文京区条例第32号、2005年4月1日施行)参照。
- 10) 旧秋川市と旧五日市町の合併の経緯については、あきる野市企画財政部合併管理室編『秋川市・五日市町の合併の記録——あきる野市誕生——』あきる野市、1996年、参照。
- 11) 『「(仮称)あきる野市自治基本条例」市民検討委員会最終報告』(2006年4月6日付で委員長から市長あてに提出)は、「第2 本条例の検討経過について」で、オンブズマン制度と住民投票制度を詳細に取り上げているので、参照されたい。また、これらの点については、市民検討委員会『中間報告』

- (2005年12月2日提出)の段階から市の広報紙(2006年1月1日、第284号)で詳しく公表され、パブリックコメントとして市民の意見を広く求める形がとられた。これに応じて、市に寄せられた市民の意見が最終報告に反映され、オンブズマン制度や住民投票制度を初め、いくつかの項目について修正が行われるという経緯があった(上記最終報告)。
- 12) 本テーマに関しては、西尾勝『行政学叢書5 地方分権改革』東京大学出版会、2007年、参照。
 - 13) 「時限市街地」の概念論議に関しては、第一回及び第二回の学術フォーラム報告書のほか、仮設市街地研究会著『提言 仮設市街地——大地震に備えて——』学芸出版社、2008年、参照。
 - 14) 第二回目の学術フォーラム報告書(学術フォーラム 2008)は、森反章夫先生が中心にとりまとめられ、2009年9月に刊行されている。
 - 15) 日笠端編著『地区計画 都市計画の新しい展開』共立出版、1981年、西尾勝「B. 都市計画の行政制度」岩井弘融ほか編『都市問題講座 7 都市計画』有斐閣、1966年、および石田頼房『日本近現代都市計画の展開 1968～2003』自治体研究社、2004年、参照。なお、合わせて、寺尾美子「都市基盤整備にみるわが国近代法の限界——土地の公共性認識主体としての公衆の不在——」『岩波講座 現代の法 9 都市と法』岩波書店、1997年、参照。
 - 16) 西田奈保子「自立型マンション管理組合と新しい自治組織の可能性——自立型組織の形成とその意義」羽貝正美編著『自治と参加・協働——ローカル・ガバナンスの再構築』学芸出版社、2007年、所収、および岩崎信彦ほか編『阪神・淡路大震災の社会学 第3巻 復興・防災まちづくりの社会学』昭和堂、1999年、とくに、「V 住宅とコミュニティにおける共同性」を参照。なお、公共性の存立機制に関しては、佐藤俊樹「公共性の原風景 社会的装置としての公共性」(『意味とシステム』勁草書房、2008年、所収、349～357頁)参照。
 - 17) 東京経済大学現代法学会『現代法学』第9号、223～229頁参照。なお、合わせて、利谷信義「法学教育における一つの実験」『大学時報』177号参照。
 - 18) 神戸市の震災復興に関しては、神戸市『阪神・淡路大震災神戸復興誌(2000年)』を初め、神戸防災技術者の会『伝承阪神・淡路大震災～われわれが学んだこと』(2008年)、神戸市都市計画局『協働のまちづくりすまいづ

くり このまちと共に ― 震災復興土地画整理事業における共同建替の記録 (1995～2000)』(2000年)、神戸大学震災研究会編『阪神大震災研究』1～5巻(神戸新聞総合出版センター、1995～2002年)、高寄昇三『阪神大震災と生活復興』(勁草書房、1999年)、三井康壽『防災行政と都市づくり ― 事前復興計画論の構想』(信山社、2007年)、塩崎賢明『住宅復興とコミュニティ』(日本経済評論社、2009年)など、基本的な文献・資料が刊行されており、復興過程の分析・評価にも本格的に取組まれてきている。とくに、中山久憲『苦闘 元の街に住みたいんや! ― 神戸市湊川町・住民主体の震災復興まちづくり』(晃洋書房、2008年)に代表されるような、独自の視点に立つ、住宅復興の手堅い実証研究も現れてきており、基礎的資料もほぼ出揃った感があって、ようやく本格的な研究の機が熟してきたと思われる。

19) 20) 三谷太一郎「青春期の学問と老年期の学問」『近代日本の戦争と政治』岩波書店、1997年、所収、390～391頁。

〔付 記〕

本稿は、2009年1月5日午後、東京経済大学 E201 教室で行われた講義に多少の修正を加え、註を付したものである。